

指定小型船舶特定係留施設 使用者募集要領

【廿日市ボートパーク】

指定管理者

(株)ひろしま港湾管理センター
広島観音マリーナ

TEL 082-234-7710

〒733-0036

広島市西区観音新町4-14-6

指定小型船舶特定係留施設使用者募集要領

【廿日市ボートパーク（廿日市B P）】

1 施設の名称

廿日市ボートパーク（廿日市B P）

2 施設の場所

廿日市市木材港北4番地先



3 対象船舶

(1) 船舶検査証書を有している小型船舶

(2) 船舶の大きさ【適正船舶】

① 8m区画 実測船長が8m以下，実測船幅が3.0m及び3.1m以下

② 12m区画 実測船長が12m以下で，実測船幅が3.1m，3.3m，3.5m及び4.3m以下

③ 15m区画 実測船長が15m以下で，実測船幅が3.4m，4.3m及び5.2m以下

※実測船長とは係留状態における船舶の最先端からエンジン等の最後端までをいい，船舶検査証書の数値（喫水値）とは異なります。船外機使用の場合は船外機を上げた状態で計測し，船内外機においてはドライブ部分を上げた状態で計測します。実測船幅とは船舶の最大幅部分を測定した数値です。

④ その他艇置施設の使用を不適当と認められる船舶でないこと

4 収容隻数

575隻

(1) 8m区画 収容能力 247隻

(2) 12m区画 // 244隻

(3) 15m区画 // 84隻

※ 施設の内容は、トイレ、浮棧橋、係船環、給水・給電施設、フェンス扉等及び駐車場（係留施設隣接地に施設利用者用駐車場あり）等です。修理等の施設はありません。

5 使用資格者（次のいずれかに該当される方）

- (1) 広島港港湾区域（隣接する河川区域を含む。）において係留している小型船舶所有者
- (2) 広島港港湾区域（廿日市B P）係留を予定している小型船舶の所有者

6 利用料金

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (1) 8 m区画（9～19号棧橋） | 月額 15,700円（消費税込み） |
| (2) 12m区画（3～8・20号棧橋） | 月額 18,850円（消費税込み） |
| (3) 15m区画（1・2号棧橋） | 月額 22,000円（消費税込み） |

注 利用料金は、半年分ずつ前納でのお支払となります。支払い月は4月と9月となります。

なお、利用料金は月額ですので、月の中途からの使用の場合でも一か月分の使用料となります。

注 特別な理由があると認められた場合には、利用料金を分納することができます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

7 申込み方法

次の必要書類を揃えて、申込場所へ提出してください。

- (1) 指定小型船舶特定係留施設使用許可申請書
- (2) 誓約書
- (3) 船舶検査証書・船舶検査手帳・小型船舶登録事項通知書の写し
- (4) 所有権以外の権限に基づき使用している場合は、その使用に係る所有者の承諾書
- (5) 艇置施設の使用許可申請に当たっては、許可の制限や許可の基準等への該当の有無及びよび申請者の要件を満たしているか否かを審査するため、申請者の住民票写し（ただし発行後6か月以内のもの）及び本人確認資料の提出が必要です。

法人による申請の場合は、法人の商業・法人登記簿謄本に加え、申請艇の管理、施設使用の手続きおよびそれによって生じる権利義務の履行に関する権限を有する責任者として「法人管理責任者」を1名選任していただく必要があります。なお、「法人管理責任者」については、住民票および本人確認資料の提出が必要となります。

8 使用許可手続等

- (1) 申請内容を確認の後、書類審査のうえ使用許可を行います。
- (2) 申請内容を確認するために、事前に船舶の長さ及び幅を実測します。（担当者にご相談ください。）
- (3) 係留区画については、施設管理の都合等を調整のうえ決定します。
- (4) 許可期間は原則として4月～翌年3月までの1年とし、引き続き施設の使用を希望される場合は、同係留区画での更新に配慮します。

- (5) 許可後、株式会社ひろしま港湾管理センターから請求書を送付しますので、金融機関からお振込みください。

9 許可の制限

- (1) 施設の使用の目的または方法が、次のいずれかに該当する場合は、施設使用の許可を受けることができません。また、許可を受けた後において、次のいずれかに該当した場合は、その許可を取り消す場合があります。

ア 公益を害し、または風俗を乱すおそれがあると認められるとき、その他住民の福祉を増進する目的に照らし適当でないと認められるとき。

イ 施設を損傷するおそれがあると認められるとき。

ウ 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織（いわゆる暴力団など）の利益になると認められるとき。

エ その他施設の管理および運営上支障があると認められるとき。

- (2) 艇置施設の使用許可の申請を行う方が、次のいずれかに該当する場合は使用許可を受けることができません。また許可を受けた後において、次のいずれかに該当した場合は、その許可を取り消す場合があります。

ア 利用料金（使用料）を滞納している場合

イ 施設の使用の内容が、艇置施設の安全かつ効率的な利用を妨げるおそれがある場合

ウ 施設の使用の内容が、艇置施設の能力に照らして適切なものでない場合

エ 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織（いわゆる暴力団など）の利益になると管理者が認める者、その他管理者が艇置施設の使用を不適当と認める者でないこと。

10 許可の条件

- (1) 使用者は、広島県港湾施設管理条例（昭和 28 年広島県条例第 36 号。）、広島県港湾施設管理規則（昭和 28 年広島県規則第 74 号）及び指定小型船舶特定係留施設使用基準（平成 28 年広島県告示第 296 号）並びに「廿日市ボートパークの使用にあたっての注意事項」等を遵守しなければなりません。

- (2) 次の各号の一に該当する使用者に対して、施設の使用を禁止し、使用の許可を取り消し、又は船舶移動その他必要な措置を命じることがあります。

① 次の各号のいずれかに該当するに至ったとき。

一 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき、その他住民の福祉を増進する目的に照らし適当でないと認められるとき。

二 港湾施設を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

四 その他港湾施設の管理及び運営上支障があると認められるとき。

② 指定小型船舶特定係留施設使用基準第五条、第六条、第七条、第十三条及び第十七条に規定する次の各号に違反したとき。

- 一 施設内で粗野又は乱暴な言動をして他人に不安感、不快感等を与えること。
 - 二 他人に迷惑な行為をするなど施設内の秩序を乱すこと。
 - 三 許可を受けている施設以外の施設に許可なく立ち入ること。
 - 四 施設で魚釣り等を行うこと。
 - 五 正当な理由なく施設で寝泊り等を行うこと。
 - 六 正当な理由なく施設に駐車すること。
 - 七 正当な理由なく施設に車両、荷物、ごみ若しくは廃棄物を放置し、又は投棄すること。
 - 八 指定管理者の事前の書面による承諾なく、施設内において、物品の販売若しくは賃貸又は有償の役務の提供その他これに類する行為を行うこと。
 - 九 指定管理者の事前の書面による承諾なく、継続的に許可船舶を使用して第三者にクルージング、釣り、ダイビング等をさせ又はそれらの役務を提供すること。
 - 十 使用者等(法人の場合はその法人及び役員を含む。)が、暴力団又は暴力団員になること。
 - 十一 暴力団又は暴力団員を許可船舶に乗船させ、又は許可船舶若しくは施設を使用させること。
 - 十二 施設内において、暴行、傷害、恐喝、器物損壊、賭博等の犯罪行為若しくは法令違反行為を行い、又は使用者が許可船舶を使用させた者にこれらの行為を行わせること。
 - 十三 その他指定管理者が知事の許可を得て新たに定めた行為等を行うこと。
 - 十四 使用許可期間の中途において、指定管理者の許可なく許可船舶を変更すること。
 - 十五 使用者は自らの責任で許可船舶の保守、管理及び航行を行うものとし、指定管理者の書面による承諾なく第三者にこれらの行為を委託してはならないこと。
 - 十六 使用者は、有償又は無償を問わず、第三者に対し、施設の使用に関する権利の全部又は一部を承継させ、譲渡し、又は担保に供することができないこと。また、使用者は、有償又は無償を問わず、指定管理者の書面による承諾なく、施設の使用に関して負担する義務の全部又は一部を第三者に引き受けさせてはならないこと。
 - 十七 共同所有者は、許可船舶の共有持分の全部又は一部を、他の共同所有者以外の者に譲渡してはならないこと。
- ③ 支払期限を経過しても、利用料金を支払わないとき。
 - ④ 許可条件に違反したとき。
 - ⑤ 偽りその他不正な手段で許可を受けたとき。
 - ⑥ 使用許可期間を超えて使用したとき。
 - ⑦ 指定管理者に無断で施設に工作物を設置したとき。
 - ⑧ 施設を公用又は公共用に供する必要性が生じたとき。
 - ⑨ 施設若しくは設備の保全上、機能確保上または管理運営上の必要性が生じたとき。
- (3) 利用料金を滞納している場合は、使用許可期間の更新使用許可をしないことがあります。
 - (4) 利用料金が改定された場合は、使用許可期間中であっても、改定後の利用料金を適用します。
 - (5) この使用許可は、廿日市ボートパークの使用を許可するものであり、船舶の管理、運航等に関する責務はすべて使用者にあります。

施設内での盗難、接触その他の事故について、広島県及び株式会社ひろしま港湾管理センターは一切責任を負いません。また、他の使用者の責に帰すべき事由又は災害等により損害を被った場合は、広島県及び株式会社ひろしま港湾管理センターはその損害賠償責任を負いません。

- (6) 施設に新たな工作物を設置し、又は施設を改造するなどの管理上支障となる行為（浮船台の搬入、鉄管・スチール管等による枠組、ブルーシートの設置等）をしてはいけません。
- (7) 許可された施設を使用するに当たっては、船体又は付属物の一部を棧橋にはみ出すこと及び実測船長以上にスパンカーなどの付属物を張り出すなど他の使用者に迷惑を及ぼす行為をしてはなりません。
- (8) 施設を使用するに当たり、施設その他に損傷又は損害を及ぼした場合は、原状に回復し、損失を補償しなければなりません。
- (9) 広島県及び株式会社ひろしま港湾管理センターにおいて工事及び施設の維持管理又は効率的な利用を図る必要が生じた場合には、船舶の入出港制限又は移動を命じることがあります。
この場合、使用者は、自らの費用負担により直ちに指定した場所に移動しなければなりません。
- (10) この許可により生ずる権利は、担保に供し又は転貸することができません。
- (11) 船舶関係業者（保管、販売及び修理等を含む。）への使用权の譲渡はできません。
- (12) 船舶関係業者（保管、販売及び修理等を含む。）以外に使用权の譲渡をする場合は、譲受者が船舶検査証の船舶所有者となった場合に限り、引き続き許可船舶を係留することができます。
- (13) 船舶の変更については、廿日市ボートパーク使用許可基準（平成 20 年 7 月 1 日制定）に定める規格の船舶とします。
- (14) 許可の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ株式会社ひろしま港湾管理センターに申請して許可を受けなければなりません。
なお、氏名を改め又は住所を変更した場合は、速やかにその旨を株式会社ひろしま港湾管理センターに届け出なければなりません。
- (15) 施設の維持管理又は係留船舶の安全確保のため、係留中の船舶に乗船する場合があります。
- (16) 鍵は、使用者及び共同使用者のみで使用し、第三者への貸し出しはできません。
- (17) 施設を使用しなくなったときは、速やかに指定小型船舶特定係留施設使用廃止届を提出し、施設を原状回復するとともに鍵等を返還しなければなりません。

11 使用許可の変更

許可を受けた事項に変更が生じた場合は、指定小型船舶特定係留施設使用変更許可申請書を速やかに提出してください。

- 例) ・使用許可を受けた船舶の船名、実測船長、実測船幅、総トン数が変わった場合
・艇置する船舶の所有者、住所等が変わった場合 など

12 利用料金の減免制度

身体に障がいのある方が施設を使用する場合には、所定の要件を満たせば利用料金が減免される場合があります。

詳しくは、窓口にお問い合わせください。

13 申込窓口等（問合せ先）

指定管理者

株式会社 ひろしま港湾管理センター 広島観音マリーナ

〒733-0036 広島市西区観音新町四丁目 14-6

TEL 082-234-7710

受付時間：9：00～17：00 （定休日：火曜日 ※祝日の場合は翌日が定休日）

14 個人情報の取扱いについて

提出された申請書および添付書類等に記載された個人情報は、廿日市ボートパークでの許可申請等の事務処理のために使用するほか、同施設の適正な管理を図るために使用いたします。

これらの個人情報を目的以外に利用し、または本人への通知なく第三者に提供することはありません。